

3

どのような税金があるのだろう

● 身近な税金

● 所得に対する税(所得課税) ※5ページの所得課税を参照

サラリーマンの家庭では



みなさんの家族が会社などに勤めている場合には、所得税や県民税、市民税を納めています。

個人事業をしている家庭では



みなさんの家族が商店などを個人で経営している場合には、所得税や県民税、市民税のほか、事業税を納めています。

会社では



会社などは、法人税や法人の県民税、法人の市民税、そして法人の事業税を納めています。

● 消費に対する税(消費課税) ※5ページの消費課税を参照

買物や食事をするとき



商品を買ったり、様々なサービスを受けたりした人は、消費税(7.8%)と地方消費税(2.2%)、合計10%を納めています。食料品や新聞などは、軽減税率が適用され、8%(消費税(6.24%)、地方消費税(1.76%))になっています。

車を買うとき



車を買った人は、消費税、地方消費税、自動車重量税、自動車税(軽自動車税)環境性能割を納めています。また、車を所有している間は、毎年、自動車税(軽自動車税)種別割を納めます。さらに、ガソリンを買うときには揮発油税、地方揮発油税を納めています。

● 資産等に対する税(資産課税等) ※5ページの資産課税を参照

土地や家を持つとき



土地や家を買ったときは、不動産取得税を納めています。登記するときには登録免許税を納めています。また、毎年、固定資産税、都市計画税を納めています。

豆知識

Q. なぜ、税金は、様々なものにかかっているのだろう？



A. 税金は、私たちの所得や消費、資産など様々なものにかかります。その理由は、みんなが、より公平に税を負担するためです。

税の性格に応じて、所得課税、消費課税、資産課税などをバランスよく組み合わせることで、みんなが、より公平に税を出し合うようにしています。

このように、みんなで公平に税を出し合って、よりよい社会をつくっているのです。

か？

Q. 令和5年10月から開始した消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）って何？

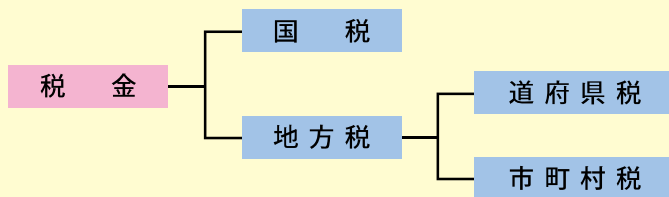


A. インボイスとは、消費税の10%と8%の複数税率に対応した請求書類で、請求書やレシートなどの形で、商品の仕入れ事業者（売手）が発注した事業者（買手）に対して発行します。税率ごとに区分した消費税額などを明記して、正確な税額を計算できるようにするため導入されました。
なお、インボイスは税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」しか交付することができません。

税金の分類

税金には、さまざまな種類があります。その性質によっていろいろな分類の仕方があります。

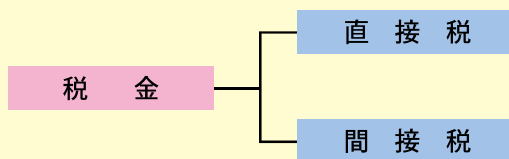
国税と地方税（どこに納めるか）



国に納める税金を「**国税**」といい、道府県や市町村に納める税金を「**地方税**」といいます。
地方税は、道府県に納める「**道府県税**」と市町村に納める「**市町村税**」に分けられます。

注)東京都は、原則として道府県税、特別区は市町村税に相当する税を課しています。

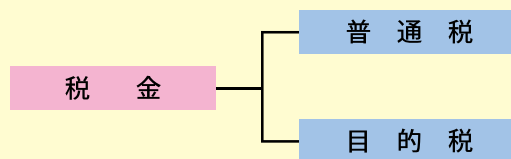
直接税と間接税（税を納める人と負担する人が同じか違うか）



家屋や土地を持っている人は固定資産税を直接、市に納めます。このように税金を負担する人が直接納めるものを「**直接税**」といいます。

これに対し、消費税は、品物を買った人が税金を負担しますが、その税金は品物を売った商店などが、国に納めます。このように税金を負担する人と納める人が違うものを「**間接税**」といいます。

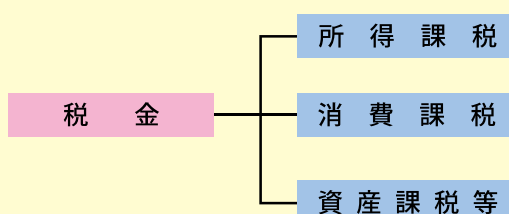
普通税と目的税（税の使いみちが決まっているかどうか）



特に使いみちの決まっていないものを「**普通税**」といい、納める税金の使いみちがあらかじめ決まっているものを「**目的税**」といいます。

例えば、都市計画税は都市計画事業（公園や街路などを整備する事業）などに使われる目的税です。

所得課税、消費課税、資産課税等（何に対して課税するか）



所得税や法人税などのように、利益（所得）を対象として課税するものを「**所得課税**」といいます。

消費税やたばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税するものを「**消費課税**」といいます。

固定資産税や不動産取得税などのように、資産等を対象として課税するものを「**資産課税等**」といいます。

● 税金の種類とあらまし

…所得課税
 …消費課税
 …資産課税等
 ※財務省の基準に基づく分類です。

〈地方税〉

市町村税	普通税	市町村民税(直接税)	市町村内に住所または事業所のある個人、法人にかかります。	など
		固定資産税(直接税)	土地や家屋および事業に使う機械などの償却資産にかかります。	
		特別土地保有税(直接税)	一定規模以上の土地を所有または取得したときにかかります。 なお、平成15年度から課税を一時停止しています。	
		軽自動車税(直接税)	環境性能割…バイクや軽自動車などを取得したときにかかります。 種別割…バイクや軽自動車などを所有しているときにかかります。	
		鉱産税(直接税)	石灰石などの鉱物の掘採事業にかかります。	
		市町村たばこ税(間接税)	製造たばこの製造業者等が、小売販売業者に売渡したたばこの本数に応じてかかります。	
	目的税	事業所税(直接税)	都市環境の整備などにあてるため、指定都市などに所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります。	など
		都市計画税(直接税)	都市計画事業などにあてるため、市街化区域内に所在する土地や家屋にかかります。	
		環境未来税(直接税)	産業廃棄物を最終処分場に埋立処分するときにかかります。 ※環境未来税は北九州市が独自で課税する目的税です。	
		入湯税(間接税)	環境衛生、消防施設、観光の振興にあてるため、温泉に入湯するときにかかります。	
		宿泊税(間接税)	市内の宿泊施設に宿泊したときにかかります。 ※宿泊税は北九州市が独自で課税する目的税です。	
道府県税	普通税	道府県民税(直接税)	県内に住所または事業所のある個人、法人にかかります。 また、利子や配当、株式の譲渡益にかかります。	など
		事業税(直接税)	個人、法人ともに事業を営んでいるときにその所得または収入金額等に対してかかります。	
		不動産取得税(直接税)	土地や家屋を取得したときにかかります。	
		自動車税(直接税)	環境性能割…自動車を取得したときにかかります。 種別割…自動車を所有しているときにかかります。	
		鉱区税(直接税)	鉱業権を所有している人に対して、鉱区面積に応じてかかります。	
		地方消費税(間接税)	物を買ったりサービスを受けたりしたときにかかります。	
		道府県たばこ税(間接税)	製造たばこの製造業者等が、小売販売業者に売渡したたばこの本数に応じてかかります。	
		軽油引取税(間接税)	軽油の引取りをしたときにかかります。	
		ゴルフ場利用税(間接税)	ゴルフ場を利用したときにかかります。	
	目的税	森林環境税(直接税)	県民税が課税される個人、法人にかかります。 ※森林環境税は福岡県が独自で課税する目的税です。	など
		産業廃棄物税(間接税)	産業廃棄物を焼却施設または最終処分場に搬入したときにかかります。 ※産業廃棄物税は福岡県が独自で課税する目的税です。	
		狩猟税(直接税)	鳥獣の保護などにあてるため、狩猟者の登録を受けるときにかかります。	
		宿泊税(間接税)	県内の宿泊施設に宿泊したときにかかります。 ※宿泊税は福岡県が独自で課税する目的税です。	

〈国 税〉

普 通 税

所 得 税 (直接税)	個人の一年間の所得に対してかかります。
法 人 税 (直接税)	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
地 方 法 人 税 (直接税)	地方交付税として地方公共団体に配分するため法人税と同様の対象にかかります。(平成26年10月から適用)
特別法人事業税 (直接税)	地方公共団体に財源を譲与するために法人事業税と同様の対象にかかります。
森 林 環 境 税 (直接税)	国内に住所のある個人にかかります。
相 続 税 (直接税)	財産を相続したり、遺言により財産をもらったときにかかります。
贈 与 税 (直接税)	人から財産をもらったときにかかります。
地 価 税 (直接税)	大規模に土地を保有している法人や個人にかかります。 なお、平成10年度から課税を一時停止しています。
印 紙 税 (間接税)	契約書、受取書などで税法に定められた文書を作成したときにかかります。
登 録 免 許 税 (間接税)	不動産、船舶、会社等の登記、登録などにかかります。
消 費 税 (間接税)	物を買ったりサービスを受けたりしたときにかかります。
酒 税 (間接税)	清酒・ビール・ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります。
揮 発 油 税 (間接税)	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときにかかります。
地方揮発油税 (間接税)	地方公共団体に財源を譲与するために揮発油税と同様の対象にかかります。
石 油 石 炭 税 (間接税)	原油や石炭などを採取場から出荷したときにかかります。
石 油 ガ ス 税 (間接税)	自動車の石油ガス(ブタンガス)を充てんしたときにかかります。
航 空 機 燃 料 税 (間接税)	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
た ば こ 税 (間接税)	たばこを製造場から出荷したときにかかります。
たばこ特別税 (間接税)	たばこを製造場から出荷したときにかかります。
と ん 税 (間接税)	外国の貿易船が港へ入港したときにかかります。
特 別 と ん 税 (間接税)	地方公共団体に財源を譲与するためにとん税と同様の対象にかかります。
自 動 車 重 量 税 (間接税)	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
関 税 (間接税)	外国から輸入した貨物にかかります。
国 際 観 光 旅 客 税 (間接税)	日本から海外へ出国するときにかかります。

目 的 税

復興特別所得税 (直接税)	所得税額×税率2.1%の額がかかります。 (平成25年1月から適用)
電源開発促進税 (間接税)	石油発電施設に代わる原子力発電施設等の設置の促進等のために電力を供給する会社へ供給量に応じてかかります。